

一部手続きの変更について

低炭素建築物の認定申請をされるみなさまへ

一部手続きが変わりました。

藤沢市では、2020年7月16日から低炭素建築物に関する事務手続きが下記のように変更になり、一部手続き及び書類の様式も変更になりましたのでご注意ください。

【主な変更点】

①: 軽微な変更の届け出の廃止



- ・軽微な変更の届出を廃止とする。
- ・計画変更に該当しない変更(軽微な変更)があった場合は、工事完了報告書に変更の内容を記載し、報告する。

②: 工事完了報告書の様式の変更



- ・軽微な変更の概要の記載欄を設けた新様式とする。

③: 認定台帳記載事項証明の新設



- ・認定建築主(もしくは同等の権利を有するもの)に限り記載事項証明の交付が受けられる。

④: 上記①～③に伴う様式の条項の変更

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| ・取下届…………… | 第5号様式(第9条関係) | ➡ 第4様式(第7条関係) |
| ・完了した旨の報告書…… | 第7号様式(第10条関係) | ➡ 第6号様式(第9条関係) |
| ・取りやめる旨の申出書… | 第8号様式(第11条関係) | ➡ 第7号様式(第10条関係) |

※各様式の条項が変わりますので
最新のをダウンロードしてください。

※ご不明な点がございましたら建築指導課 指導担当までお問い合わせください。